

除雪サービス事業のご案内

日高町 日高総合支所 地域住民課

日高町では、降雪期をむかえ除雪が困難なひとり暮らし等の高齢者世帯に対して、身体的負担を軽減し自立した生活が維持できるよう、除雪サービス事業を実施します。対象となり希望される方は、次により申請してください。



◎申請先

日高総合支所地域住民課 『福祉・健康』の看板窓口へ

本人以外の者が申請する場合は、来所者の『印鑑』をご持参下さい。
申請書は上記窓口にあります。

※お問い合わせ先電話番号 (01457) 6-3173

◎申請期間

随時受け付けますが、令和5年12月8日(金)までをお願いします。

◎事業内容

1.対象者

ひとり暮らし等の高齢者世帯で、障がいや疾病などで除雪作業が身体的負担となっている世帯。

このような世帯は対象となりません

- ① 自力で除雪作業ができ身体的に問題ない場合。
- ② 身体的に除雪作業に支障のない家族が同一家屋に住んでいる場合。
- ③ 近隣に家族が居住し除雪作業の支援が得られる場合。
- ④ 入院・入所等により自宅に居住していない場合。
- ⑤ アパート、公営住宅など、他に居住者がいて玄関・通路が共同の場合。

【 裏面に続く 】

2. 事業対象地域

日高地区(旧日高町の区域)

3. 手数料(利用料)

1回30分まで:300円 ※以降、30分毎に300円が加算されます。

4. 実施期間や除雪範囲など

- ① 提供期間は、本年12月1日から翌年3月31日までです。
- ② 概ね10cm以上の降雪があったときに委託業者が出動します。
- ③ 原則として緊急自動車等の出入りに支障がない範囲の除雪を行います。
- ④ 住宅敷地内の物置やゴミ捨て場等までの除雪は、歩行に支障のない幅とします。
- ⑤ ベランダ、窓下の除雪は、状況を見て行います(ガラス等に破損が生じないように利用者個人がコンパネ等で防護してください)。
- ⑥ その他については、別途協議します。

5. 留意事項

- ① 業者等に委託するため、利用者からの除雪実施時間の指定はできません。
- ② 除雪作業後の当日の降雪に対する除雪は実施できません。
- ③ 降雪状況等により除雪作業開始時間が遅れる場合や当日に対応できない場合があります。

